

柏崎市介護予防・生活支援サービス事業の報酬【単位】表

令和8(2026)年6月1日

訪問型サービス

項目		介護予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA
基本報酬	1週に1回程度の場合	-	-
	1週に2回程度の場合	-	-
	1週に2回を超える程度の場合	3,727単位/月	2,857単位/月
	標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位/回	-
	生活援助が中心である場合 ※所要時間20分以上45分未満の場合	-	179単位/回
	生活援助が中心である場合 ※所要時間45分以上の場合	-	220単位/回
	短時間の身体介護が中心である場合	163単位/回	-
	同一建物減算	90%に減算/月	"
		90%に減算/回	"
		※注1の場合 85%に減算/月	"
		※注1の場合 85%に減算/回	"
		※注2の場合 88%に減算/月	"
		※注2の場合 88%に減算/回	"
	高齢者虐待防止措置未実施減算	1%減算/月	"
		1%減算/回	"
	業務継続計画未策定減算	1%減算/月	"
		1%減算/回	"
	特別地域加算	15%加算/月	"
		15%加算/回	"
	中山間地域等における小規模事業所加算	10%加算/月	"
		10%加算/回	"
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%加算/月	"
		5%加算/回	"
加算	初回加算	200単位/月	同左
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月	"
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月	"
	口腔連携強化加算	50単位/回	"
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(上記合計)×270/1,000/月	"
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(上記合計)×287/1,000/月	"
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(上記合計)×249/1,000/月	"
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(上記合計)×266/1,000/月	"
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(上記合計)×207/1,000/月	"
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(上記合計)×170/1,000/月	"

※上記合計とは、基本報酬及び口腔連携強化加算までの合計

注1: 事業所と同一建物等に居住するサービス利用者が全利用者の9割以上である場合

注2: 前6か月に提供したサービス提供総数のうち、同一建物等に居住するサービス利用者が全利用者の9割以上である場合

柏崎市介護予防・生活支援サービス事業の報酬【単位】表

令和8(2026)年6月1日

通所型サービス

項目		介護予防通所介護相当サービス	通所型サービスA
基本報酬	1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき) ※事業対象者・要支援1	1,798単位/月	1,618単位/月
	1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき) ※事業対象者・要支援2	3,621単位/月	3,259単位/月
	1月当たりの回数を定める場合(1回につき) ※事業対象者・要支援1(月4回まで)	436単位/回	392単位/回
	1月当たりの回数を定める場合(1回につき) ※事業対象者・要支援2(月8回まで)	447単位/回	402単位/回
	定員超過減算	70%に減算/月	〃
		70%に減算/回	〃
	人員欠如減算	70%に減算/月	〃
		70%に減算/回	〃
	高齢者虐待防止措置未実施減算	1%減算/月	〃
		1%減算/回	〃
	業務継続計画未策定減算	1%減算/月	〃
		1%減算/回	〃
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%加算/月	〃
		5%加算/回	〃
	同一建物減算	支援 1:376単位減算/月	支援 1:338単位減算/月

加算	生活機能向上グループ活動加算	100単位/月	同左
	若年性認知症利用者受入加算	240単位/月	〃
	栄養アセスメント加算	50単位/月	〃
	栄養改善加算	200単位/月	〃
	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位/月	〃
	口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位/月	〃
	一体的サービス提供加算	480単位/月	〃
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	支援 1:88単位/月	〃
		支援 2:176単位/月	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	支援 1:72単位/月	〃
		支援 2:144単位/月	
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	支援 1:24単位/月	〃
		支援 2:48単位/月	
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月	〃
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月	〃
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20単位/回	〃
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5単位/回	〃
	科学的介護推進体制加算	40単位/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ(注2)	(上記合計)×111/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ(注2)	(上記合計)×120/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ(注2)	(上記合計)×109/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ(注2)	(上記合計)×118/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)(注2)	(上記合計)×99/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(注2)	(上記合計)×83/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ(注3)	(上記合計)×117/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ(注3)	(上記合計)×127/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ(注3)	(上記合計)×115/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ(注3)	(上記合計)×125/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)(注3)	(上記合計)×105/1,000/月	〃
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(注3)	(上記合計)×89/1,000/月	〃

※上記合計とは、基本報酬及び科学的介護推進体制加算までの合計。

注1:1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)※事業対象者・要支援1の場合は一月に376単位(サAは336単位)の範囲内で、
1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)※事業対象者・要支援2の場合は一月に752単位(サAは672単位)の範囲内で減算する。

注2:利用定員が19人以上の場合

注3:利用定員が19人未満の場合